

第1章

環境基本計画の基本的事項

計画策定の背景と目的、計画の位置付けなど、計画の基本的事項を整理しています。

1 計画策定の背景と目的

私たちのまち武蔵村山市（以下「市」といいます。）は、狭山丘陵の自然を有し、昭和45年の市制施行以来、都心近郊の緑豊かな住宅都市として発展してきました。近年では、この豊かな緑を後世に残していくこととともに、渋滞の解消を図るための新青梅街道の拡幅や日産自動車村山工場跡地利用など、快適で、文化的な住みよいまちづくりを推進しています。

しかし、それと同時に、昨今の環境問題については、都市・生活型公害と呼ばれているように、自動車等からの排気ガスやごみ問題など日常生活に関わる環境への負荷が増大し、その負荷が地域から地球レベルの問題へと発展してきています。

また、人々の価値観は、便利で合理的な生活を求めるなど多様化しましたが、昔から引き継がれてきた自然を大切に、自然と共生しようとする心掛けもふえつつあります。

このような状況の中で、さらに私たち一人ひとりが環境問題を深刻に受け止め、環境への負荷を少なくしたライフスタイルを確立していくことが必要となっています。

産業活動においては、事業者が生産・製造・販売などの段階から環境に配慮すること、さらに、国や地方自治体には、環境に配慮した公共工事の実施、市・市民・事業者が一体となった取組が求められています。

このような認識のもと、市では、環境の保全等に関する基本理念、市・市民・事業者の責務、環境の保全等に関する基本的施策を定めた武蔵村山市環境基本条例を平成16年7月から施行しています。

武蔵村山市環境基本計画（以下「本計画」といいます。）は、この武蔵村山市環境基本条例（以下「条例」といいます。）の基本理念を具体化し、環境の保全等に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために策定したものです。

武蔵村山市環境基本条例（抜粋）第3条

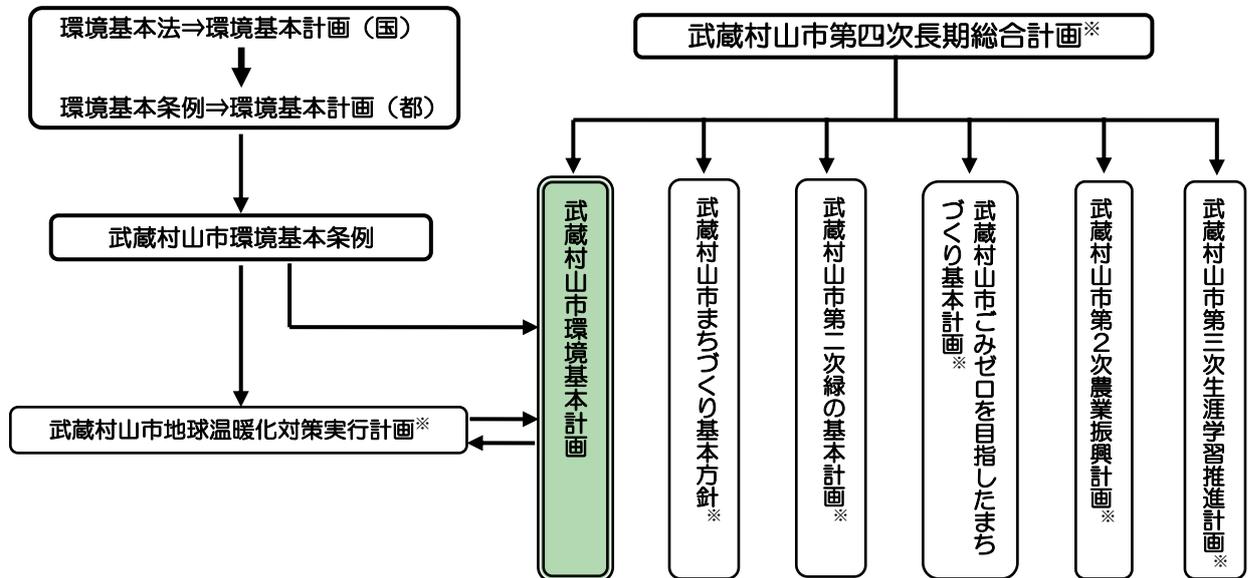
■ 基本理念

第3条

- 1 環境の保全等は、市民が健康で安全かつ快適な生活を営む上で必要とする良好な環境を確保し、これを将来の世代に継承していくことを目的として行われなければならない。
- 2 環境の保全等は、人と自然とが共生し、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な循環型社会を構築することを目的として行われなければならない。
- 3 環境の保全等は、すべての日常生活及び事業活動においてすべての者が協働することによって積極的に推進されなければならない。

2 計画の位置付け

本計画は、条例に基づき定めるもので、武蔵村山市第四次長期総合計画（平成23～32年度）を上位計画とし、環境分野を担う基本計画として位置付けています。なお、武蔵村山市まちづくり基本方針などの関連計画における環境に関する施策との整合を図っています。



3 計画の期間

本計画は、平成18年度から平成27年度までを計画期間とする「武蔵村山市環境基本計画」を改定したものであり、計画期間は、平成24年度から平成27年度までの4年間とします。

ただし、計画期間中においても、環境問題や社会動向等の変化を踏まえ、必要に応じて、見直しを行うこととします。

18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
武蔵村山市環境基本計画						武蔵村山市環境基本計画（改訂版）			
						見直し			

4 計画の対象地域

本計画の対象地域は、原則として、市全体とします。

ただし、市だけでは解決できない環境問題に対しては、都、周辺市町と連携して解決を図っていきます。



5 計画の推進主体

本計画の推進主体は、環境基本条例に基づき、市・市民・事業者です。

市・市民・事業者は、それぞれの立場でそれぞれの役割を担い、相互に連携を図りながら、積極的に行動することが基本になります。



6 対象とする範囲

本計画の対象とする範囲は、「自然環境」、「都市環境」、「生活環境」「環境負荷」さらには「地球環境」とします。また、これらの環境問題への取組を示した「参加と協働」についても範囲に含みます。

